

## 平成26年度第11回学長選考会議議事要旨

日時 : 平成27年1月26日(月) 9時56分～12時04分  
場所 : 札幌駅前サテライト(教室1)  
出席者 : 松岡(議長)、祖母井、柿沼、立川、蔵本、高橋、  
渡部、阿部、玉井、星野、佐藤、羽賀、戸田、城後、佐川  
欠席者 : 内田

### 【議事】

#### 1. 前回(第10回)の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、表現を一部修正の上、了承した。

#### 2. 学長選考について

##### (1) 学長選考の実施に係る運用方針案について

総務課長から、資料2に基づき、前回会議の審議内容を踏まえて修正した「学長選考の実施に係る運用方針案」の説明があり、これを了承し、本日付けで一部修正することとした。また、学長選考スケジュールも一部変更となったため、机上配付資料に基づき、改めて今後のスケジュールを確認した。

なお、前回会議で意見のあった hue-IT に掲載された情報の取り扱いについては、学内規則に基づき対応することが確認された。

##### (2) 望ましい学長像について

総務課長から、資料3に基づき、各委員からの意見を踏まえた「望ましい学長像(原案)」について説明があり、議論の結果、一部修正の上、了承した。

また、本日付けで hue-IT に掲載する「望ましい学長像(原案)」に対する意見募集の通知文書について、机上配付資料に基づき確認した。

##### (3) 北海道教育大学学長選考の実施に関する申し合わせの廃止について

総務課長から、口頭で、平成19年4月23日制定の「北海道教育大学学長選考の実施に関する申し合わせ」について、平成26年10月27日付け改正の「学長選考規則」及び同年11月14日付け改正の「学長選考規則に関する運用」等にその申し合わせ内容が含まれていること及び改正後の内容に適合しないことから、廃止したい旨の説明があり、了承した。

#### 3. その他

2月10日(火) 13時30分からの次回(第12回)会議では、教職員からの意見を踏まえて「望ましい学長像」を決定すること、次々回(第13回)会議を3月23日(月) 13時30分から開催することを決めた。

以 上

平成26年度 第11回学長選考会議開催要項

○日 時 平成27年1月26日（月）10時00分～12時00分

○場 所 札幌駅前サテライト（教室1）

○議 題

（1）学長選考について

（2）その他

○配付資料

資料1 平成26年度第10回学長選考会議議事要旨（案）

資料2 学長選考の実施に係る運用方針案

資料3 望ましい学長像（原案）

## 平成26年度第10回学長選考会議議事要旨（案）

日時：平成27年1月13日（火）10時00分～12時00分  
場所：KKRホテル札幌（エルム）  
出席者：松岡（議長）、祖母井、立川、蔵本、高橋、  
渡部、阿部、玉井、星野、佐藤、羽賀、戸田、城後、佐川  
欠席者：内田、柿沼

### 【議事】

#### 1. 前回（第9回）の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、確認・了承された。

#### 2. 学長選考について

##### （1）学長選考の実施に係る運用方針案について

資料2に基づき、総務課長から、前回会議の審議内容を踏まえて修正した「学長選考の実施に係る運用方針案」の説明があり、審議の結果、これを了承し、本日付けで決定することとした。その際、学長選考スケジュール（案）の望ましい学長像（原案）や所信書等に対する教職員の意見は最低でも10日間の募集期間を設けること、学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項（案）「3. 学長選考の基準」に「望ましい学長像に定めるところによる」を加える修正を行うこととし、次回会議で確認することとした。また、学長候補者調書の公表にあたり、候補者の個人情報に留意する必要があることから、今後検討していくこととした。

なお、本運用方針案の議論の際に、以下の意見が出され、今後の学長選考の取り扱いの確認事項とされた。

- ・hue-ITのみに掲載された情報が外部に漏れることのないよう、hue-IT利用の禁止事項を確認しておいた方がよい。
- ・望ましい学長像（原案）や所信書等に対する教職員の意見の中で、取り扱わないこととする意見の判断は、学長選考会議で行った方がよい。
- ・立会演説会の質問事項は、教職員からの質問の中から、選考会議委員が知りたい事項を優先にしたい。
- ・立会演説会の各候補者への質問時間は、なるべく公平になるよう配慮した方がよい。

##### （2）「望ましい学長像」について

机上配付資料に基づき、総務課長から各委員の意見を取りまとめた案及び祖母井委員から自身の「望ましい学長像」（案）の説明があり、議論の結果、祖母井委員案をベースとして審議していくこととし、この案をもとにした修正案を事前に委員へ照会した上で、次回会議で審議・決定することとした。なお、主な意見は以下のとおり。

- ・「国際的な視野と実行力を有する」という項目に、「グローバル化を推進する」という文言を入れた方がよいのではないかと。
- ・「地域社会への貢献」という文言を、加筆または新規に項目を起こしてはどうか。
- ・「2 学長として求められる当面の課題」については、この他にも課題はあると思われるので、今後それらを整理していき、最終面接の際の質問事項の参考にするとうい。

#### 3. その他

○次回（第11回）会議を1月26日（月）10時00分から、次々回（第12回）会議を2月10日（火）13時30分から行い、「望ましい学長像」を中心に審議することとした。

以上

# 学長選考の実施に係る運用方針案

平成27年1月13日決定

平成27年1月26日一部修正

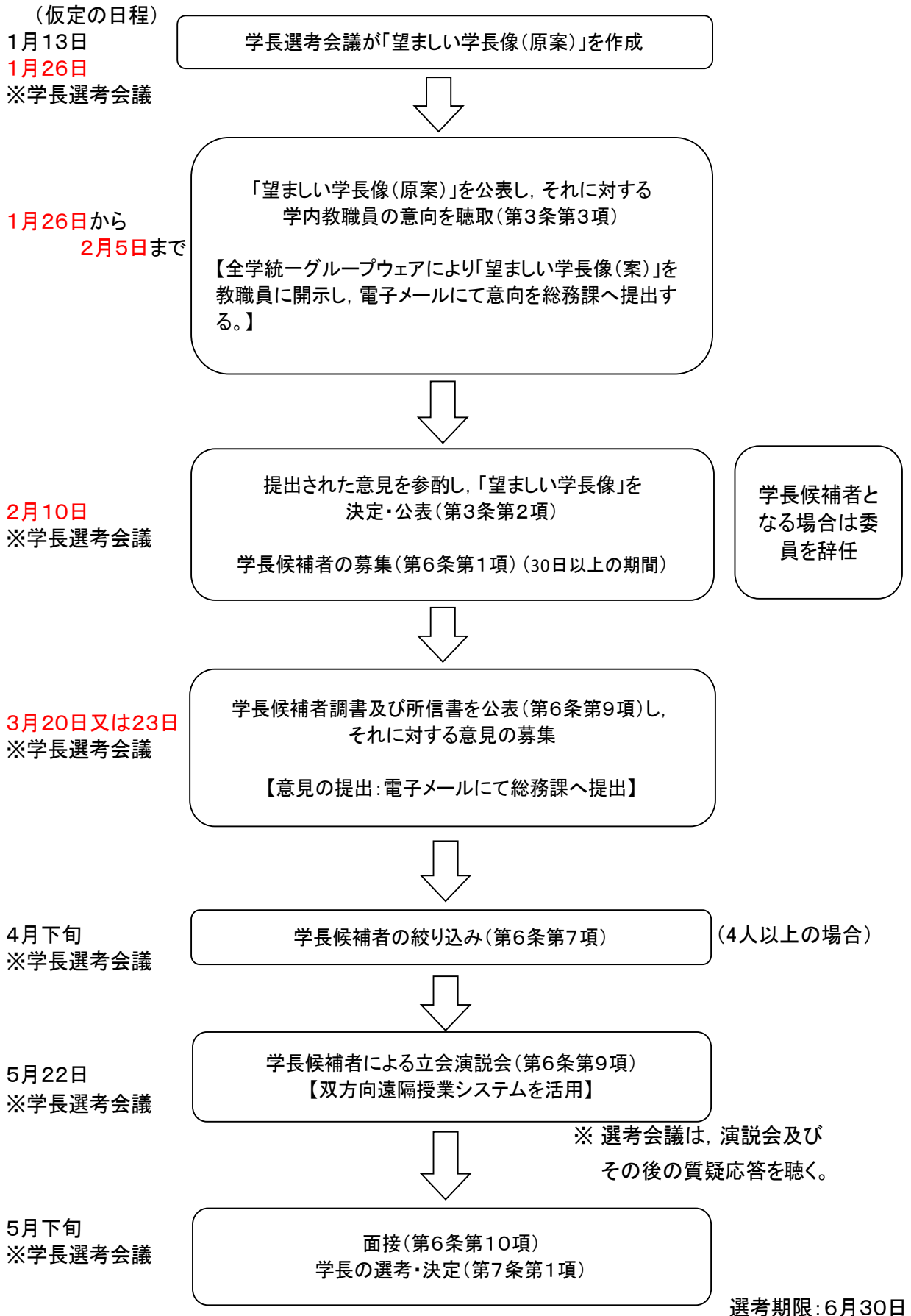
国立大学法人北海道教育大学学長選考会議

## 目 次

1. 学長選考の主な流れについて	1
2. 望ましい学長像について	2
1) 望ましい学長像（原案）の hue-IT への掲載	
2) 望ましい学長像（原案）に対する意見の提出	
3) 提出された意見の取扱い	
4) 望ましい学長像の決定及び公表	
3. 学長候補者の募集について	3
1) 応募方法	
2) 応募期間	
3) 提出書類	
4) 提出方法	
4. 学長候補者から提出された所信書等について	4
1) 所信書等の公表	
2) 所信書等に対する意見の提出	
3) 提出された意見の取扱い	
4) 所信書等に対する意見等の hue-IT への掲載	
5. 学長候補者の書類審査について	4
1) 書類審査を実施する場合	
2) 書類審査方法	
3) 書類審査結果の hue-IT への掲載	
6. 学長候補者による立会演説会について	5
1) 開催日時	
2) 開催方法	
3) 質問に対する回答	
4) 動画配信システムへの掲載	
7. 学長候補者に対する面接について	7
1) 開催日時	
2) 開催場所	
3) 面接方法	
8. 学長の選考について	7
9. 選考結果等の公表について	7
10. その他	7

(別紙) 学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項

# 1. 学長選考の主な流れについて



## 2. 望ましい学長像について

### 1) 望ましい学長像（原案）のhue-ITへの掲載

学長選考会議が作成した「望ましい学長像（原案）」（Word版及びPDF版）は、全学統一グループウェア上の「全学共通1」タブ内の「お知らせ（学長選考会議）」（以下「hue-IT」という。）に掲載します。

**【運用規則第3条関係第1項】**（朱書き部分は、各項目に関連する規則又は運用。以下同じ。）  
望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

### 2) 望ましい学長像（原案）に対する意見の提出

①学内の教職員（全ての常勤・非常勤職員のことをいう。以下同じ。）は、望ましい学長像（原案）に対して、意見を提出することができます。

②意見を提出するときは、標題を「望ましい学長像（原案）に対する意見」として、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、平成27年2月5日（木）12時までに電子メールで提出してください（様式任意）。それ以外のメールアドレスから提出された意見、連名又は匿名で提出された意見、提出期限を過ぎてから提出された意見及び望ましい学長像（原案）に関係しない意見は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。

**【運用規則第3条関係第2項】**

学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。

### 3) 提出された意見の取扱い

学内の教職員から提出された意見は、総務部総務課から全ての意見を学長選考会議議長（以下「議長」という。）に提出します。その際、意見を提出された方の氏名は掲載しません。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。また、議長に提出した意見は、上記2)②後段で記載されたものを除き、hue-ITに掲載します。

**【運用規則第3条関係第3項】**

総務部総務課は、前項により提出のあった意見（望ましい学長像に対する意見）を、学長選考会議議長に提出するものとする。

### 4) 望ましい学長像の決定及び公表

「望ましい学長像」は、教職員からの意見を参酌して決定します。決定後は、本学のホームページ及びhue-ITで公表します。

**【規則第3条第3項】**

学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。

**【運用規則第3条関係第1項】**

望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

### 3. 学長候補者の募集について

#### 1) 応募方法

学長候補者の募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、学長選考会議学外委員からの推薦又は学内の有資格者10人以上からの推薦が必要となります。なお、規則第6条第1項に規定する学長選考会議が定める事項は、別紙のとおりです。

- ・学長選考会議学外委員（学長選考会議規則第2条第1項第2号 参照）  
運営規則第7条第2項第5号に掲げる経営協議会委員  
【運営規則第7条第2項第5号】  
本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- ・学内の有資格者  
学内の教職員は、公示日（後日決定）に在職する者で、次に掲げるもの。（学長選考規則第6条第5号 参照）
  - ① 学長
  - ② 理事
  - ③ 大学教員
  - ④ 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者
  - ⑤ 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者

#### 2) 応募期間

応募の期間は、（後日決定）までとします。

#### 【規則第6条第6項】

第1項の応募の期間は、30日以上の期間を設定することを原則とする。

#### 3) 提出書類

応募者は、下記の応募書類を提出するものとします（様式は、学長選考規則に関する運用規則第6条関係第2項に規定する別記様式第1号から第3号）。

- ①学長候補者推薦書（別記様式第1号）
- ②学長候補者調書（別記様式第2号）
- ③学長候補者所信書（別記様式第3号。ポンチ絵（A4で1枚）などの添付も可。）

#### 4) 提出方法

応募書類は、封筒の表に「学長選考応募書類在中」と朱書きの上、下記のとおり提出してください。

##### ・郵送の場合

郵送先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課（〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3）へ書留にて郵送

提出期限：（後日決定）

##### ・持参の場合

持参先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課

提出期限：（後日決定）

※提出された応募書類は、返却いたしません。

※応募書類に含まれる個人情報については、選考の目的以外には使用いたしません。



## 4. 学長候補者から提出された所信書等について

### 1) 所信書等の公表

学長候補者調書及び学長候補者所信書（以下「所信書等」という。）は、本学のホームページ及びhue-ITで公表します。

#### 【運用規則第6条関係第3項第1号】

所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

### 2) 所信書等に対する意見の提出

①学内の教職員は、所信書等に対して、意見を提出することができます。

②意見を提出するときは、標題を「所信書等に対する意見」として、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス（gakuchosenko@j.hokkyodai.ac.jp）宛に、（後日決定）までに電子メールで提出してください（様式任意）。それ以外のメールアドレスから提出された意見、連名又は匿名で提出された意見、提出期限を過ぎてから提出された意見及び所信書等に関係しない意見は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。

#### 【運用規則第6条関係第3項第3号】

前項の意見（所信書等に対する意見）の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。

### 3) 提出された意見の取扱い

学内の教職員から提出された意見は、総務部総務課で全ての意見を応募者毎に区分けし、議長に提出します。その際、意見を提出された方の氏名は掲載しません。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。

#### 【運用規則第6条関係第3項第3号】

前項の意見（所信書等に対する意見）の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。

### 4) 所信書等に対する意見等のhue-ITへの掲載

上記3)にて応募者毎に区分けした意見は、郵送又は電子メールにて応募者に通知するとともに、上記2)②後段で記載されたものを除き、hue-ITに掲載します。ただし、応募者に通知するのは、当該応募者に該当する意見のみとします。なお、区分けした意見に対する応募者からの回答は、応募者からの回答が揃い次第、hue-ITに掲載します。

#### 【運用規則第6条関係第3項第4号】

学長選考会議は、第2号の規定に基づき提出された所信書等に対する意見を応募者に通知するとともに、学内の教職員に公表する。

## 5. 学長候補者の書類審査について

### 1) 書類審査を実施する場合

書類審査は、応募者が4人以上であったときに実施します。

### 2) 書類審査方法

①学長選考会議が学長候補者を3人以内とするときは、応募書類を審査した上で学長選考会議委員（以下「委員」という。）の意見を聴いて行います。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

②書類審査は、学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項の「3. 学長選考の

基準」、望ましい学長像の各項目に照らして審査します。

**【運用規則第6条関係第4項】**

学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3) 書類審査結果の hue-IT への掲載

書類審査の結果は、郵送又は電子メールにて応募者に通知するとともに、hue-IT に掲載します。なお、hue-IT に掲載するのは、学長候補者となった者の職名及び氏名とします。

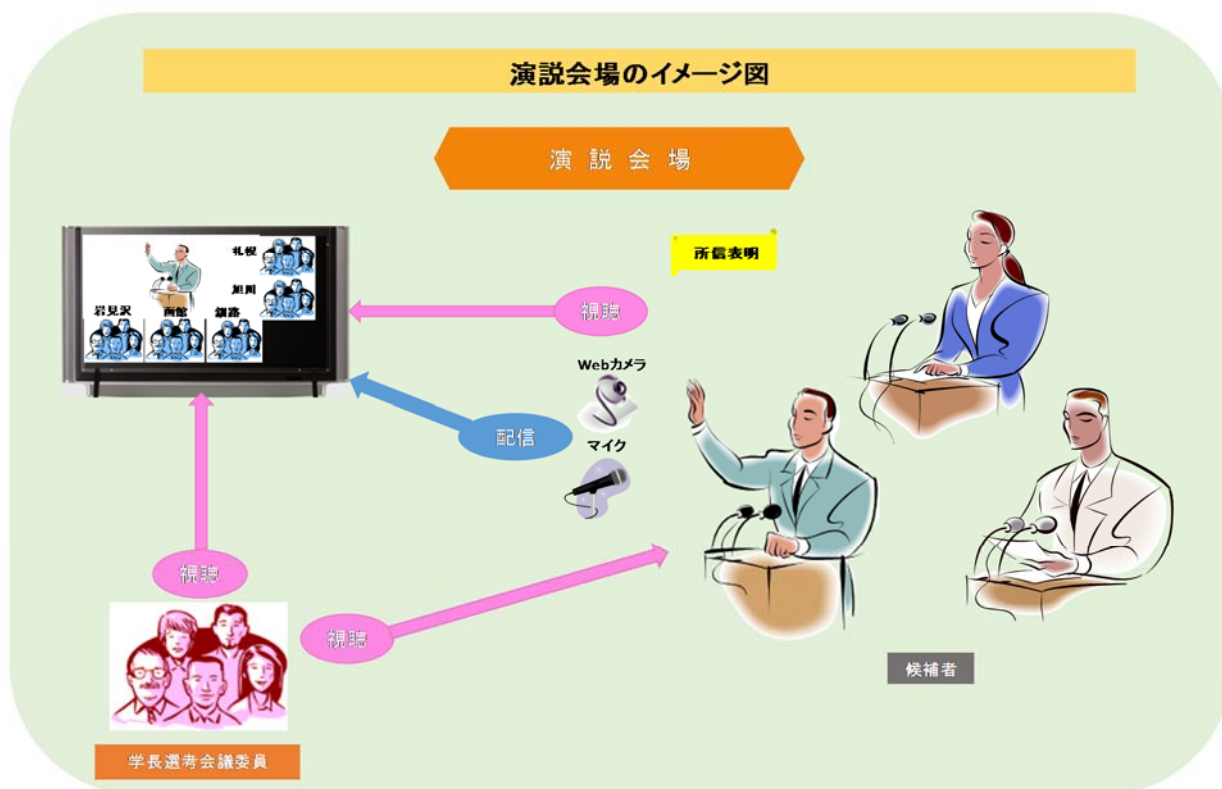
## 6. 学長候補者による立会演説会について

1) 開催日時

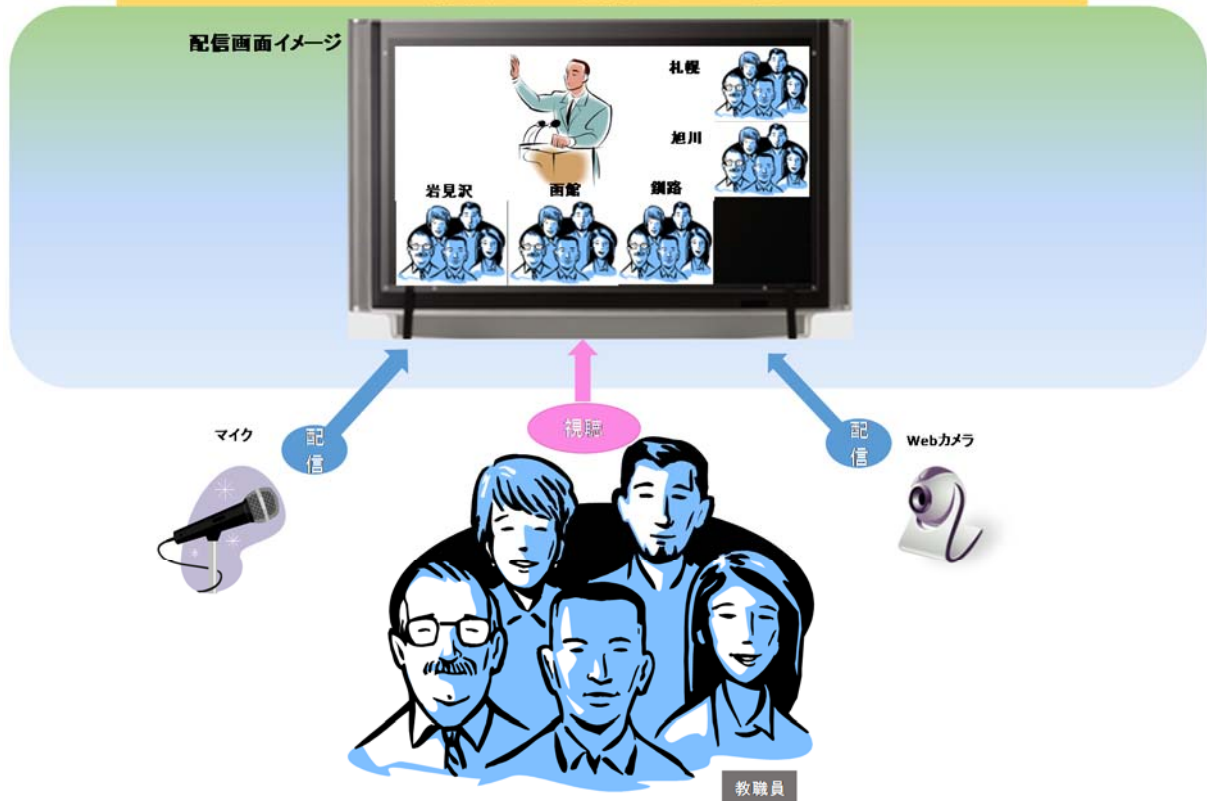
平成27年5月22日（金） 15:00～17:00

2) 開催方法

- ①立会演説会は、双方向遠隔授業システムを通じて、全キャンパス同時に開催します。
- ②各キャンパスの教職員は、原則として、所属するキャンパスの会場で各学長候補者の演説及び質疑応答を視聴します。
- ③学長候補者は、演説会場にて委員が同席して演説を行います。なお、司会進行は議長が行い、各学長候補者の演説時間は、15分の予定です。
- ④立会演説会のイメージ図は、下記のとおりです。



## 各キャンパス会場のイメージ図



### 【運用規則第6条関係第5項第1号】

立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。

#### 3) 質問に対する回答

- ①学長候補者は、学内の教職員からの質問に対して回答しますので、学長候補者に対して質問がある場合は、事前に質問を提出してください。ただし、質問が多いときは、全ての質問に回答できない場合がありますのでご了承ください。
- ②質問を提出するときは、大学の個人メールアドレスから総務部総務課の学長選考専用メールアドレス (gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp) 宛に、(後日決定) までに電子メールで提出してください(様式任意)。それ以外のメールアドレスから提出された質問、連名又は匿名で提出された質問、提出期限を過ぎてから提出された質問及び所信書等に関係しない質問は、原則として取り扱いませんのでご了承ください。
- ③学内の教職員から提出された質問は、郵送又は電子メールにて学長候補者に通知し、hue-ITにも掲載します。ただし、学長候補者に通知するのは、当該学長候補者に該当する質問のみとします。
- ④議長は、立会演説会の質問者を決定します。個別の照会への対応は行いませんのでご了承ください。

#### 4) 動画配信システムへの掲載

立会演説会の様子は、(後日決定) まで動画配信システムへ掲載します。なお、録画を視聴した上での学長候補者に対する質疑は受け付けませんのでご了承ください。

### 【運用規則第6条関係第5項第2号】

学長選考会議は、立会演説会の様子を、全学統一グループウェア上の動画配信システムに掲載するものとする。

## 7. 学長候補者に対する面接について

- 1) 開催日時  
(後日決定)
- 2) 開催場所  
(後日決定)
- 3) 面接方法  
1人当たりの面接の所要時間は、30分程度とします。面接の進行は、議長が行います。

## 8. 学長の選考について

学長選考会議は、応募書類、立会演説会及び学長候補者に対する面接の結果等を参考に、以下のとおり投票を行い、学長候補者1人を決定します。

- (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とします。
- (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人(末位に得票同数の者があるときは、これを加えます。)について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とします。
- (3) 前号の得票が同数であるときは、議長の決するところによります。

### 【運用規則第7条関係第1項及び第2項】

- 1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。
  - (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。
  - (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。
- 2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。

## 9. 選考結果等の公表について

- (1) 学長選考会議は、学長選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を、本学のホームページ及びhue-ITで公表します。
- (2) 学長選考会議の資料は、議長が定めるところにより公表します。

### 【規則第10条】

学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を公表する。

## 10. その他

この運用方針案に定めるほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定めます。

学長候補者を募集する際に学長選考会議が定める事項（案）

1. 学長選考手続の概要

学長選考会議規則、学長選考規則及び学長選考規則に関する運用の規定に基づき、学長選考会議が学長候補者を募集し、応募者から提出のあった学長候補者調書等を公表して学内教職員から意見聴取します。その後、候補者が4人以上であった場合、書類審査により候補者を3人以内にし、立会演説会を行った後、面接を行い、学長候補者1名を選考します。

2. 学長選考を行う理由

現学長の任期が満了するために行います。

3. 学長選考の基準

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とし、具体的には、学長選考規則第3条第2項に規定する「望ましい学長像」に定めるところによるものとします。

4. 学長の任期

学長の任期は、平成27年10月1日から4年とし、再任を妨げません。ただし、再任は1回限りとします。

5. 学長選考の方法及び日程等

(1) 募集

本学の学長候補者の募集に応募する者は、次の応募書類を下記のとおり提出してください。なお、応募に当たっては、本学経営協議会の学外委員又は本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者10人以上の推薦を必要とします。

【応募書類】（様式は、学長選考規則に関する運用規則第6条関係第2項に規定する別記様式第1号から第3号）

- ① 学長候補者推薦書（別記様式第1号）
- ② 学長候補者調書（別記様式第2号）
- ③ 学長候補者所信書（別記様式第3号。ポンチ絵（A4で1枚）などの添付も可。）

【提出方法】

応募書類は、封筒の表に「学長選考応募書類在中」と朱書きの上、下記のとおり提出してください。

・郵送の場合

郵送先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課（〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3）へ書留にて郵送

提出期限：（後日決定）

・持参の場合

持参先： 国立大学法人北海道教育大学総務部総務課

提出期限：（後日決定）

※提出された応募書類は、返却いたしません。

※応募書類に含まれる個人情報については、選考の目的以外には使用いたしません。

- (2) 学長候補者調書等の公表及び意見聴取  
提出された学長候補者調書等を公表し、学内教職員にそれに対する意見を募集します。
- (3) 書類審査  
応募者が4人以上であった場合には、提出された学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考会議が審査した上で、学長候補者を3人以内とします。
- (4) 立会演説会  
選考された学長候補者のビジョン及び望ましい学長像に基づく方針を聴くため、平成27年5月22日（金）15：00～17：00に立会演説会を実施します。  
詳細については、後日、選考された学長候補者にお知らせします。  
なお、立会演説会のための旅費等は、自己負担となります。
- (5) 面接  
選考された学長候補者に対し（後日決定）に面接を行います。  
なお、面接のための旅費等は、自己負担となります。

## 6. 学長候補者の決定

学長選考会議は、面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定します。

学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を速やかに公表します。

## 7. その他学長選考会議が必要と認める事項

- (1) 応募書類提出先及び問合せ先  
国立大学法人北海道教育大学総務部総務課  
〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1-3  
電話 011-778-0206 FAX 011-778-0631  
Eメール gakucho-senko@j.hokkyodai.ac.jp
- (2) 関係規則等  
国立大学法人北海道教育大学学長会議規則  
国立大学法人北海道教育大学学長選考規則  
国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用



**国立大学法人北海道教育大学**  
**学長選考規則第3条第2項に基づく望ましい学長像（原案）**

北海道教育大学の学長は、北海道教育大学憲章に定める教育理念や目標を達成すべく、次の「1. 望まれる学長の資質・能力」を有し、「2. 学長として求められる当面の実施課題」を推進・実行できる者が望まれる。

**1. 望まれる学長の資質・能力**

**(1) 教育研究に関する適切かつ効果的な運営能力について**

人格高潔で、学識に優れ、本学における教育及び研究の課題に高い見識と的確な判断力を持ち、その高度化を図り、質の高い教員、グローバルに活躍できる人材及び地域に貢献できる人材の養成を実現する強い使命感、実行力を有していること。

**(2) ビジョンと方策の提示について**

北海道の教育と学術文化に責任を持つ本学の将来像について明確なビジョンを示し、それを実現するための基本的な戦略を有していること。

**(3) 学内統率力について**

教職員とのコミュニケーションを図り合意形成に努めるとともに、強い意志をもって学内を統率できるリーダーシップを有していること。

**(4) 学外に対する発信力及び交渉力について**

社会全体の状況や動向及び本学に対する社会の要請を的確に把握し、本学の教育研究について広く社会に発信し、北海道内の各教育委員会や地域社会をはじめとして多様な機関・個人等との信頼関係を構築し、連携・協力体制を確立する発信力、交渉力を有していること。

**(5) 学生及び学外に対する社会的責任について**

学生が夢と希望を持ち、社会に羽ばたくことのできる「魅力ある大学づくり」に全力をあげ、教育大学としての社会的役割と責任を果たすとともに、国民・社会に広く貢献できる大学づくりに取り組む識見、実行力を有していること。

**(6) 本学の特徴を踏まえた組織運営能力について**

北海道内に5キャンパスを有する本学の特色を踏まえ、附属学校を含めた全学一元的な教育研究方針と経営体制を構築し、財政基盤の確立及び効率的な予算配分に努め、人的・知的資源を生かした各キャンパスの特徴を最大限に発揮させることができる高い組織運営能力を有していること。

- (7) 地域振興・地域貢献の機能を向上させる能力について  
北海道の地域振興と教育・文化の振興に寄与するための地域貢献機能を高める能力を有していること。
- (8) 国際的な視野及びグローバル化を推進する実行力について  
国際社会における本学の立場や役割を理解し、国際貢献やグローバル教育に関連する教育研究活動を推進する国際的な視野と実行力を有していること。

## 2. 学長として求められる当面の実施課題

- (1) 中期目標・中期計画の着実な実行について  
第二期中期目標・中期計画期間中の成果と課題を総括するとともに、本学の未来を見据えた第三期中期目標・中期計画の精神を理解し着実に実行すること。
- (2) 社会の変化に即応した大学改革の推進について  
日本の大学及び本学が置かれる現状や課題を明確に把握し、大学を取り巻く社会の動向や変化にスピード感を持って対応策を講じること。また、国が示す大学改革の方針や教育の方向性を反映させながら、本学のミッションの再定義のもとに大学改革を持続し、強力に推進すること。
- (3) 教員の資質能力の向上について  
北海道内の各教育委員会・学校と課題認識を共有し、学校現場で指導経験のある教員を大学教員として積極的に登用する制度を整備し、高い使命感及び実践的指導力を有する教員の養成や、現職教員の資質能力の向上を推進すること。
- (4) 地域連携体制の強化について  
地域の教育、文化、学術及び地域振興に資するため、北海道内の各地域や関係機関との連携・協力体制を一層強化すること。
- (5) 健全な財務体質の維持について  
縮小縮減される運営費交付金の現実を踏まえ、効果的な予算執行や外部資金の増額に努め、健全な財務体質を維持すること。
- (6) グローバル活動の拡大の推進について  
「グローバル教員養成プログラム」をはじめとする、本学のグローバル活動の拡大を推進すること。